

令和7年12月19日

〒470-0155

愛知県愛知郡東郷町白鳥2丁目20-12

Forward 株式会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 萩原典子

(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-34 莊苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の令和7年8月19日付けの申入書に対し、令和7年9月1日付けでご回答いただきましてありがとうございました。

ご回答を受けて、会員規約（以下、「本件規約」といいます。）及び誓約書（以下、「本件誓約書」といいます。）について、別紙のとおり、再度の申入れをしまして、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和8年1月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表することができますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 本件規約について

当店は、施設内・駐車場における貴重品の盗難・紛失、事件、事故、トラブル等に関し当店が責任を負う場合でも、当店に故意又は重過失がない限り、賠償上限額は当該お客様の当日のご利用額とします（ただし、本条項が法令に違反して無効になる場合は除きます。）。

1 申入れの趣旨

利用者の生命または身体に対する損害が生じた場合を本条項の適用範囲から除外することを明示してください。

2 申入れの理由

当団体の令和7年8月19日付け申入書において、本申入れと同趣旨の申入れを行いました。

これに対して、貴社からの令和7年9月1日付けのご回答においては、消費者契約法8条3項の改正経緯に言及したうえで、消費者契約法10条に違反する公的な解釈の根拠についてお問い合わせをいただきました。

この点、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「コンメンタール消費者契約法第3版」（2025年7月発刊）492頁～495頁においては、いわゆるサルベージ条項（ある条項が強行法規に反し全部無効となる場合に、その条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の条項をいいます。）について、「サルベージ条項のうち、業者の損害賠償責任の一部免責条項については、8条3項が明文で無効としている不当条項である。事業者の損害賠償責任の一部免責条項以外のサルベージ条項については、明文化されなかったとはいえ、そのようなサルベージ条項は、一般条項である法10条により無効と解すべきことは、従前どおりである。」とされています。

本件規約は、「施設内・駐車場における（中略）事件、事故」と定めているように、利用者の生命または身体に対する損害が生じた場合を含むものです。そして、これに対する損害賠償を当日の利用額に限定するものであり、本件規

約は令和7年1月21日付申入書第2において指摘したように消費者契約法10条に違反するものであるところ、「（ただし、本条項が法令に違反して無効になる場合は除きます。）」を付記することで、条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定しようとするものであり、まさに上記文献において消費者契約法10条により無効と解すべきこととされるサルベージ条項に該当します。

実質的な理由については令和7年8月19日付申入書において指摘をした通りですが、上記文献においても、「現に法令に詳しくない消費者を泣き寝入りさせる効果を有する契約条項であるから、原則的な権利義務関係に比して、消費者の権利を制限する契約条項である（第一要件）」、「本来消費者が事業者に対して損害賠償等の責任追及をなしうるにもかかわらず、法令に詳しくない消費者に責任追及を断念させる（責任追及ができないと消費者に誤認させる）不利益を与えるともいえる契約条項であり、消費者契約法の趣旨、目的に照らせば、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである（第二要件）」等とされています。

以上から、本件規約のうち「（ただし、本条項が法令に違反して無効になる場合は除きます。）」の部分は無効であるところ、当該部分を除いた条項は、少なくとも利用者の生命または身体に対する損害が生じた場合について賠償範囲を当日の利用額に限定する点で消費者契約法10条に違反します。

そこで、少なくとも、利用者の生命または身体に対する損害が生じた場合を本条項の適用範囲から除外することを明示していただきますよう、改めて申し入れます。

第2 本件誓約書について

施設内・駐車場における貴重品の盗難・紛失、事件、事故、トラブル等については原則として自己の責任において対処します。施設運営者やその関係者が賠償責任を負う場合でも、それらの者に故意又は重過失がない限り、賠償上限額は当日の自分の利用額となることに同意します（ただし、本条項が法令に違反して無効になる場合は除きます）。

場合は除きます。)。

1 申入れの趣旨

利用者の生命または身体に対する損害が生じた場合を本条項の適用範囲から除外することを明示してください。

2 申入れの理由

本件誓約書についても、第1・2項におけるのと同様、「(ただし、本条項が法令に違反して無効になる場合は除きます。)」の部分は無効であるところ、当該部分を除いた条項は、少なくとも利用者の生命または身体に対する損害が生じた場合について賠償範囲を当日の利用額に限定する点で消費者契約法10条に違反します。

そこで、本件誓約書についても、第1におけるのと同様、少なくとも、利用者の生命または身体に対する損害が生じた場合を本条項の適用範囲から除外することを明示していただきますよう、改めて申し入れます。

以上